

平成 30 年 7 月豪雨で被災された皆様へ（教育関係支援情報）

この度、被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

いつもどおりの学校生活を取り戻すための役立つ情報をまとめていますので、御活用ください。

相談項目	内 容	対 象 校 種	必要書類	お問い合わせ先
教科書に関すること	災害により、教科書が使用できない状態になった場合、無償で教科書が給与される制度があります。	小 中 高等 特	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・通学している学校 ・お住まいの市町村教育委員会 http://www.pref.okayama.jp/page/425374.html
学用品に関すること	災害により、学用品（文房具、通学用品）が使用できない状態になった場合、被害の実情に応じ、基準の範囲内で現物が給与される制度があります。	小 中 高等 特	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市町村教育委員会 http://www.pref.okayama.jp/page/425374.html
就学援助に関すること	災害による家計急変等の経済的な理由により、学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費（修学旅行費も含む）・医療費・学校給食費等の費用を援助する制度があります。	小 中 高等 特	市町村によって異なりますので右記相談先に御連絡ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・通学している学校 ・お住まいの市町村教育委員会 http://www.pref.okayama.jp/page/425374.html

<p>授業料の支援 に関すること</p>	<p>災害による家計急変等の経済的な理由により、授業料の納付が困難な家庭に対して、授業料を減免したり、就学支援金を支給したりする制度があります。</p>	<p>中等 高</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・その他必要な書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学している高等学校
<p>特別支援教育 就学奨励費</p>	<p>災害による家計急変等の経済的な理由により、改めて支弁区分の決定を行うことができます。 また、被災により学用品等を消失し、再度購入することが必要な場合の経費は、学用品・通学用品購入費等の対象となります。</p>	<p>特</p>	<p>被害の程度により必要となる書類が異なりますので、右記相談先に御連絡ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通学している特別支援学校 ・小中学校の特別支援学級に在籍している場合は、お住まいの市町村教育委員会 <p>http://www.pref.okayama.jp/page/425374.html</p>
<p>奨学金</p>	<p>災害による家計急変等の経済的な理由により、奨学金の貸与を希望される場合、(公財)岡山県育英会が実施する奨学金を申し込むことができます。</p>	<p>中等 高</p>	<p>右記団体に御相談ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)岡山県育英会 TEL : (086)226-7598 <p>http://www.okayama-ikueikai.jimusho.jp/ ※手続は在籍する学校を通じて行います。</p>
<p>子どもの 心のケア</p>	<p>児童生徒の心のケアのため、スクールカウンセラー等のカウンセリングを受けることができます。</p>	<p>小 中 中等 高 特</p>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通学している学校 又は ・県立学校に通学している場合は県教育委員会 ・市町村立学校に通学している場合は、お住まいの市町村教育委員会 <p>http://www.pref.okayama.jp/page/425374.html</p>
<p>通学に 関すること</p>	<p>被災により学区外へ避難した場合、避難先の学区の学校に転学したり、元の学校にもそのまま通学したりすることができます。</p>	<p>小 中 中等 高 特</p>	<p>特になし (転校時に必要な書類は後日提出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通学している学校 ・お住まいの市町村教育委員会 <p>http://www.pref.okayama.jp/page/425374.html</p>